

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

有限会社ケイコム（以下「会社」という。）と従業員の代表者（以下「代表者」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で土木技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される可能性があることから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1の「3」のとおりとする。

比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829

- （1）第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「092 土木技術者」とする。
- （2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- （3）地域調整については、就業地が複数になることから職業安定業務統計による地域指数のうち近畿で最も高い大阪府の指数を用いるものとする。
- （4）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「2」に定める額に6%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

（賃金の額）

第4条 対象従業員の基本給（賞与、前払い退職金を含む）は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 会社は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力に見合った手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

(割増賃金)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当は、法律の定める割増率により支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、就業規則第33条により支給する。

(退職手当)

第7条 対象従業員の退職手当は前払いとし、第3条(4)により算定した金額を基本給に含めて支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給については、就業規則第37条に基づき人事考課を行い、毎年1回昇給させる。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員でないものも、正社員と同一の待遇とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議し決定する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和6年3月22日

有限会社ケイコム 代表取締役 山本 雅義

従業員代表 平川 隆史



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	土木技術者	通達に定める別添2の額	1,524	1,754	1,923	1,952	2,056	2,240	2,790
2	地域調整	(大阪府) 108.4	1,653	1,902	2,085	2,116	2,229	2,429	3,025
3	退職手当(5%)上乗せ後		1,736	1,998	2,190	2,222	2,341	2,551	3,177

別表2 対象従業員の基本給(賞与、退職金前払い分を含む)の額

等級	職務の内容	基本給額 (賞与、退職金前払いを含む)	≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級技術者	2,700～		2,551	10年
Bランク	中級技術者	2,250～		2,222	3年
Cランク	初級技術者	1,740～		1,736	0年

※各等級における職務の内容の目安

Aランク：土木施工管理または積算の実務経験10年又は1級土木施工管理技士資格を有する者

Bランク：土木施工管理または積算の実務経験3年又は2級土木施工管理技士資格を有する者

Cランク：土木施工管理または積算の実務経験が1年未満の者